

「若松あつまる会 わかっぱ会」会則

(名称)

第1条 会の名称は、「若松あつまる会 わかっぱ会」と称する。以下、本会という。

(目的)

第 2 条 本会は「若松あつまる会」に従属する会であり、「若松あつまる会」と同じく、会員相互の連携と親睦を図るとともに、研修などを開催し地域経済や歴史等について研鑽を深め、また地域の経済振興事業やイベントなどに支援・協賛し、若松の発展に寄与することを目的とする。

2 本会は、若松に関係する“若手中心の次世代リーダー”が、若手の視点をもって若松を熱く盛り上げるために、懇親を深め意見交換を行う場とする。加えて、母体である「若松あつまる会」に対して会議・催事に関する支援等を行う。

(会員)

第 3 条 本会の会員は、「若松あつまる会」に属する個人であって、原則として 50 歳未満とする。

(組織)

第 4 条 本会には原則として次の役員を置く。

会長 1 名(本会の会長は、必要に応じて「若松あつまる会」の役員を兼任する。)

副会長 1 名

事務局 2 名

会計監査 1 名 (本会は、年会費を徴収しないが、催事等で会計管理が必要となった場合、会計監査を実施する。)

2 本会の会長は、会員の互選により選任し、「若松あつまる会」の役員会の承認により決定する。

3 本会の役員は、会員の互選と本会の会長の承認により決定する。

4 役員の任期は 2 年とし、その再選を妨げないものとする。

5 役員会は会長、副会長、事務局、会計監査で構成する。役員会において本会の重要事項を協議し決定する。

(役員の職務)

第 5 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 会長は、役員会を招集し、その議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

4 事務局は本会の事務を統括する。

5 会計監査は本会の事務並びに会計を監査する。

(入会・退会)

第6条 本会に入会を希望する者は、「若松あつまる会」に入会することとし、本会は当該入会の勧誘およびサポートを行うものとする。

2 第3条および本条前項の規定にもかかわらず、原則として50歳未満とする個人を、会員の紹介と役員会の承認をもって、本会のオブザーバーとして参加させることができる。

(会費)

第7条 本会は、原則として会費を徴収しないこととする。

2 本会は、必要に応じて臨時会費を徴収することがある。

3 徴収した会費については、原則返還しない。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、株式会社キフネ（若松区大字安瀬 57-1）内に置く。

(会計)

第9条 会計実務は事務局が担当し、会計報告は会計監査による監査後、役員会にて報告するものとする。

(事業期間)

第10条 本会の事業年度は、「若松あつまる会」に準じ、毎年9月1日から翌年の8月31日までとする。

(その他)

第11条 本会則に規定のない事項は、都度、役員会で協議し取り決めるものとする。

附則

本会則は、令和7年3月1日付をもって制定施行する。